



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表  
平成24年10月29日

担	労働基準部監督課
当	電 話 06 (6949) 6490

## 「労働時間適正化キャンペーン」の実施について

大阪労働局（局長 森岡 雅人）は、長時間労働やこれに伴う労働者の健康上の問題の解消等を図るため、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間として、

①労使団体への協力要請（10月30日）

②リーフレットの配布などによる周知・啓発の実施（11月）

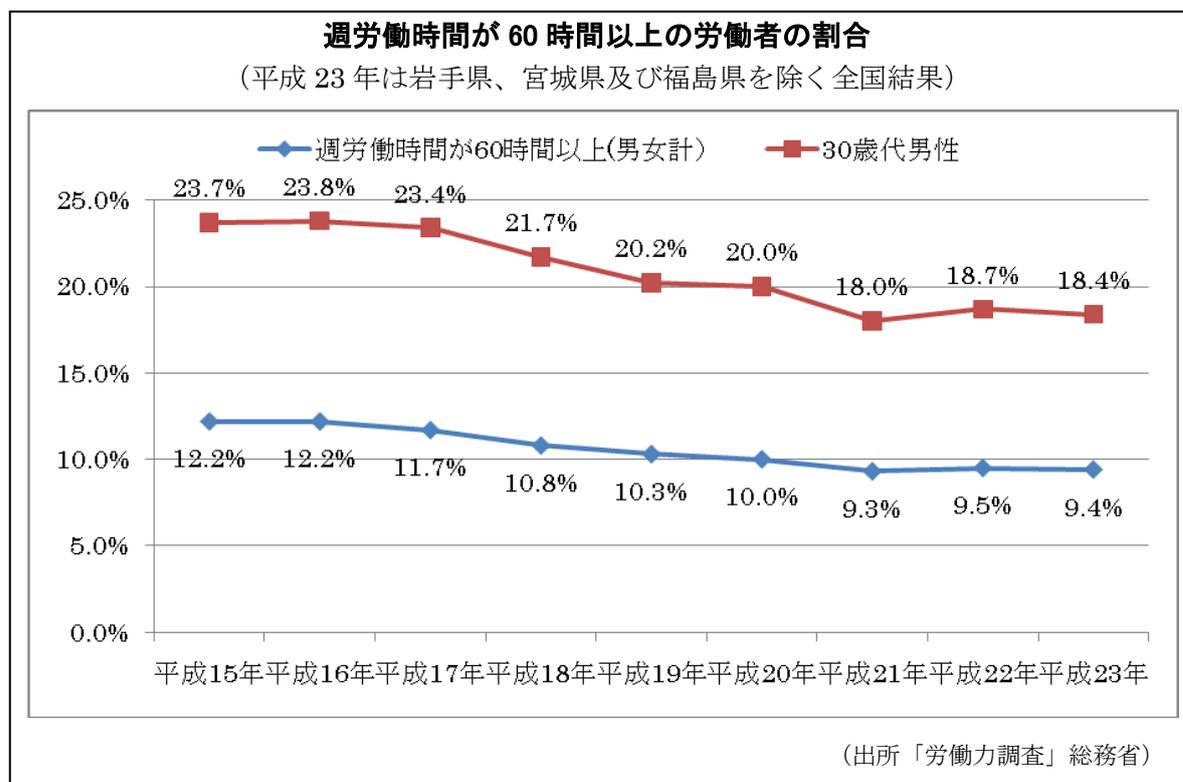
③重点監督の実施（11月）

などの取組を集中的に実施します【別添参照】。

### 1 労働時間等の現状

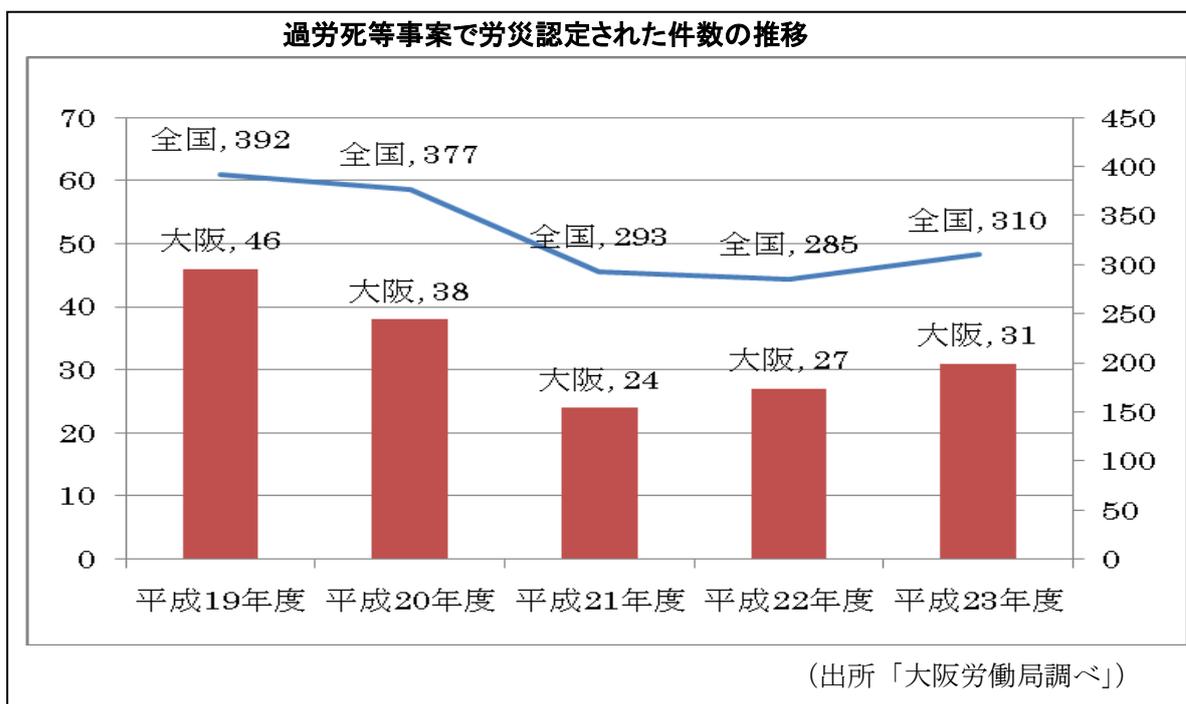
#### (1) 労働時間について

全国における平成23年における週労働時間が60時間以上の労働者の割合は9.4%となっており、特に子育て世代に当たる30歳代男性では18.4%と高い水準で推移するなど、長時間労働の実態がみられます。



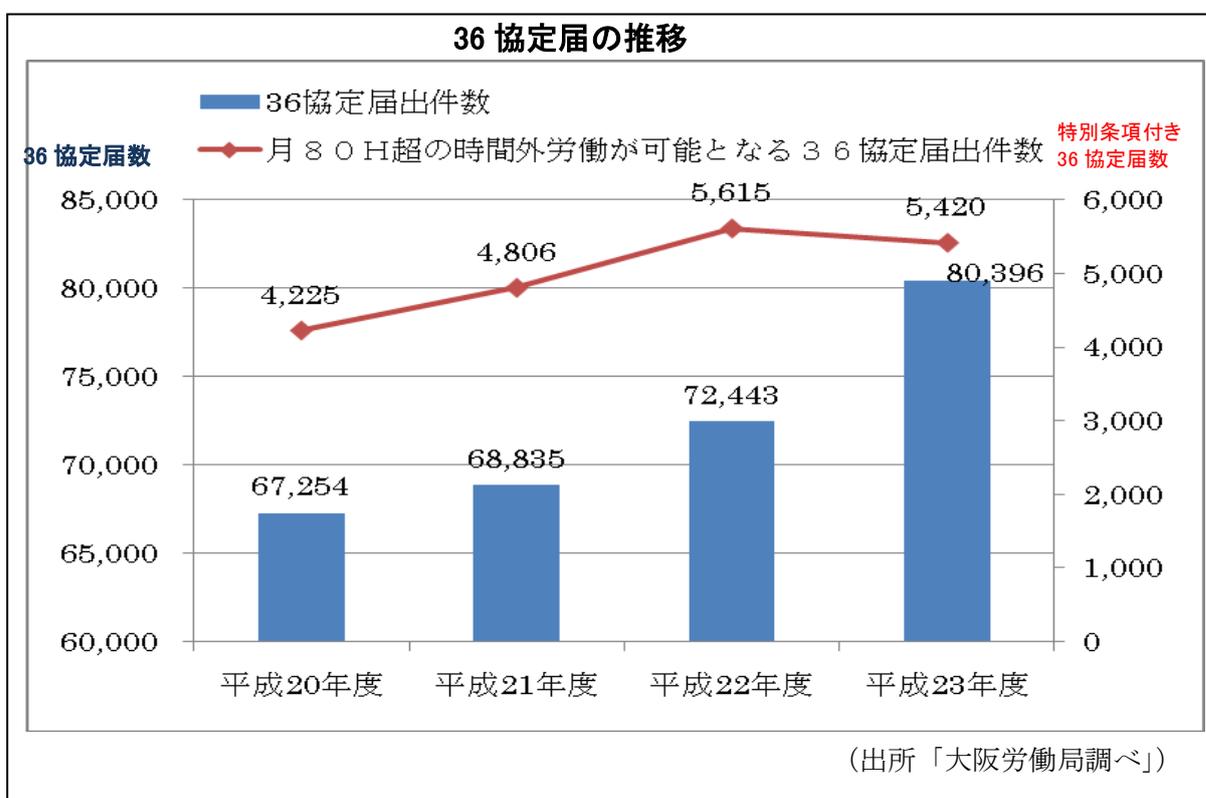
## (2) 過重労働による健康障害について

大阪労働局管内で、平成23年度において脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等）事案で労災認定された件数は31件で、依然として多く発生しています。



## (3) 大阪労働局管内の平成20年度～23年度における36協定届の推移

過労死ラインである1か月80時間を超えて時間外労働が可能となる特別条項付き時間外労働協定（36協定）届数は2年連続5400件を超えており高止まりとなっています。



#### (4) 賃金不払残業について

平成23年度において、大阪労働局管下の労働基準監督署の指導により不払であった割増賃金が支払われた事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払がなされた企業数は180企業、対象労働者数は18,763人、支払われた割増賃金の合計は458,263万円となっています。

是正を指導した企業数については平成17年度から続けて100件以上となっているなど、賃金不払残業に係る労働基準法違反も後を絶たない状況にあり、さらなる改善が求められます。

(注) 賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいう。

#### 100万円以上の割増賃金の是正状況の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業数(件)	170	151	120	157	180
対象労働者数(人)	32,264	24,046	9,788	17,590	18,763
是正支払金額(万円)	652,107	292,442	125,878	130,792	458,263

(出所「大阪労働局調べ」)

#### (5) 年次有給休暇の取得率

平成23年度の大阪府内の年次有給休暇の取得率は48.1%となっており、ここ数年横ばいで推移しています。

## 2 11月度における集中取組

- (1) 長時間労働を抑制し、過重労働による健康障害を防止するためには、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフなど、すべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です。

このため、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、次の①～④までの事項を重点として、労使の主体的な取組を促すとともに、重点監督などを実施することとしております。

- ① 36協定の適正化などによる時間外・休日労働の削減
- ② 長時間労働者への医師による面接指導などの措置の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

- (2) 労使団体への協力要請

大阪府内の労使団体に対し協力要請を行うこととしており、10月30日には大阪労働局労働基準部長が（公社）関西経済連合会に対して要請書を手交することを予定しております。

**日 時：平成24年10月30日 午後13:30**

**要請先：公益社団法人 関西経済連合会**

**場 所：大阪市北区中之島6丁目2番27号中之島センタービル30階**

〔 ※取材を希望される場合は場内への案内の関係上、担当の監督課まで事前にご連絡願います。 〕

## 平成 24 年度労働時間適正化キャンペーンについて（概要）

### 1 実施期間

平成24年11月1日（木）から同年11月30日（金）までの1か月間

### 2 重点事項

#### (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減

- ・ 時間外労働協定（36 協定）は、「時間外労働の限度に関する基準」に適合したものとする
- ・ 特別条項付き 36 協定等により月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能な場合でも、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするよう努めること等

#### (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ・ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施すること
- ・ 産業医の選任や衛生委員会の設置など健康管理に関する体制を整備し、また、健康診断等を確実に実施すること等

#### (3) 労働時間の適正な把握の徹底

- ・ 賃金不払残業を起こすことのないようにするため、労働時間適正把握基準を遵守すること等

#### (4) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度を活用するなどにより取得を促進すること等

### 3 主な実施事項

#### (1) 使用者団体及び労働組合に対する協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

#### (2) 周知・啓発の実施

事業主等へのリーフレットの配布、ホームページの活用等により、キャンペーンの趣旨等について広く周知を図る。

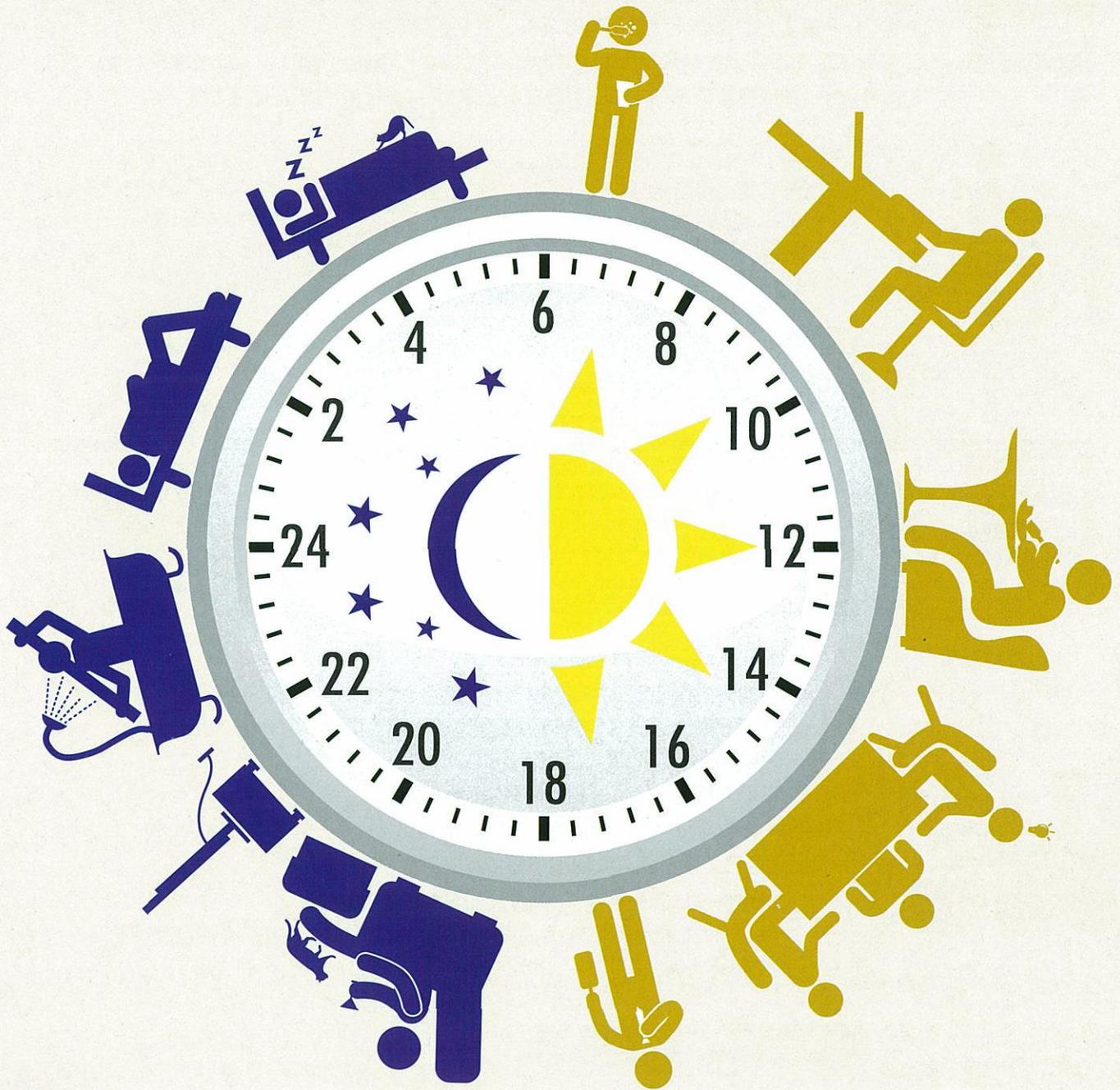
#### (3) 重点監督の実施

大阪労働局管下の 13 労働基準監督署で、長時間労働の抑制等を図るための重点的な監督指導を実施する。

みなおします。

# わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？  
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？  
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。  
この機会に一度、みなおしてみませんか？



11月  
は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日(木)～11月30日(金)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は

# 「労働時間適正化キャンペーン」

期間です。



## 現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。



## 問題の解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。<sup>※1</sup>

### 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>

#### ①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準<sup>※3</sup>に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

#### ②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために<sup>※4</sup>

- ① 労働時間適正把握基準<sup>※1</sup>を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

